

## もみじ公園集会所使用上の注意事項について

もみじ公園集会所運営規則より抜粋

(利用者の義務及び条件)

(第8条) 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 利用者は主催する行事に伴う会場設定から、行事終了後鍵返還までの全て責任を持って利用すること、又行事に参加する子供達の安全確保には、特に責任を持って万全を期さなければならない
- 2) 許可された通りの利用時間、利用目的を厳守すること
- 3) 利用前・利用後は、鍵管理者に声を掛け、鍵・利用報告書・点検表の受け渡しを行うこと
- 4) 利用する施設及び備品は丁寧に取扱い、利用終了後は備品を所定の位置に整理整頓し、清掃・戸締りを確実にすること
- 5) 備品の施設外無断持ち出しをしてはならない
- 6) 調理室を利用する場合は、火気の取扱いには十分注意し利用後の後始末を確実にすること
- 7) 利用者は集会所周辺に迷惑を掛けない様に十分注意すること、又音響装置を使用する場合や、それ以外でも周辺の迷惑駐車・騒音でも影響があると思われる場合は、それらの防止策を講じなければならない
- 8) 利用時における事故や怪我等についても、利用主催者及び参加者の自己責任にて一切の処理を行うこと
- 9) 施設内は全面禁煙を守ること
- 10) ペットを連れて施設内に入場しない
- 11) その他利用に当たっては運営委員の指示に従うこと

(利用者の賠償責任)

(第9条) 利用者の過失により、集会所の施設または備品を破損・亡失したときは、その損害を利用主催者は弁償しなければならない。